

委員会提出議案第2号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月15日

取手市議会議長 山野井 隆 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 赤羽直一

提案理由

一般会計予算（補正予算を除く。）及び一般会計決算に関する事項を所管する常任委員会を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。<u>この場合において、第1号から第3号までに規定する常任委員会が所管する事項には、第4号に規定する常任委員会が所管する事項は含まれないものとする。</u> (1)から(3)まで (略) (4) <u>一般会計予算・決算審査常任委員会11人</u> <u>一般会計予算(補正予算を除く。)及び一般会計決算に関する事項</u> 2 (略) (常任委員の所属) 第2条の2 議員は、<u>前条第1項第1号から第3号までに規定する常任委員会のうち</u>、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一般会計予算・決算審査常任委員会11人</u> <u>一般会計予算(補正予算を除く。)及び一般会計決算に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(常任委員の所属)</p> <p>第2条の2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和8年2月15日から施行する。